手数料額計算書（計画変更適合性判定）

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11  
条第２項又は第12条第３項の規定による建築物エネルギー  
消費性能適合性判定）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　計画変更の対象の範囲  　（該当する全ての□に*レ*を記入してください。） | | | | □　一戸建ての住宅  □　一戸建て住宅以外の建築物  　　□　住宅部分  　　□　非住宅部分  　　　（□　用途が工場等又は自動車車庫等のみ） | | | |
| ２　計画書の評価方法  　（該当する全ての□に*レ*を記入してください。） | | | | 住宅部分：  □　仕様基準等　□　仕様・計算併用法等  □　標準計算法  非住宅部分：  □　モデル建物法　□　標準入力法等 | | |
| ３　手数料額の計算 | | |  | | | |
| 計画変更の対象の範囲（該当する□に*レ*を記入してください。） | | | | | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 |
| □一戸建ての住宅 | 当該部分の床面積の合計 | ㎡ | | | 円 | 円 |
| □一戸建ての住宅以外の建築物  （住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は、□に*レ*を記入してください。） | 住宅部分の床面積の合計  □共用部分を除く。 | ㎡ | | | 円 | 円 |
| 非住宅部分の床面積の合計 | ㎡ | | | 円 | 円 |

手数料額　　　　　　　　　　　　　円

（注意）

「適合証等」とは、杉並区建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第５条第１項第１号に規定する図書をいう。